

こどもの権利に関する条例（仮称） 素案（一部修正）

令和7年3月27日現在

富山県厚生部こども家庭室

素案に対する委員ご意見と対応などについて

条例の構成（案）	委員ご意見等	対応など
1 前文	<ul style="list-style-type: none"> ・「近年は～」という部分にデジタルの時代あるいはネット社会のような言葉が入った方がよいと思う。 ・地域の関わりの希薄化が進むことが、いじめや虐待や貧困、ヤングケアラーの問題になるとも読めないこともないし、単に地域の関わりの希薄化だけが背景にあるものでもないような気がする。 ・保護者がこどもの目の前で条例を読み、慈しみ、育み、そして守り育てられる社会となれば、本当に富山県で生まれてよかったと言えるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3段目に「インターネット利用の低年齢化」や「インターネットを通じたトラブルの問題」を追加 ・ 3段目に「核家族化の進行、共働き世帯の増加、地域の関わりの希薄化に加え、インターネット利用の低年齢化などの社会環境の変化がこどもに様々な影響を与え、いじめ、虐待、貧困、ヤングケアラー、インターネットを通じたトラブルの問題といったこどもを取り巻く状況は厳しさを増しており」に修正 ・ 2段目に「社会全体で、こどもが安心して暮らせること、思い描いた生活や夢を実現できること、さらに、郷土の先人から受け継いできた、家族や地域のつながりを大切にする県民性を有するふるさと富山を将来の世代に引き継いでいくことは県民すべての願いです。」と修正
2 目的	—	—
3 定義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の定義がされているが、例えば、養育里親とか祖父母が養育している場合も保護者に含むのか概念が明確でないのではないかと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2条3項の保護者の定義を「こどもを現に監護する者」に修正
4 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3条において、こどもの意見には単なるわがままな意見もあると思うので、大人の知識で年齢や発達に応じたこどもの最善の利益を考慮することが大切 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3条4号において、こどもの意見は「年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される」と規定

素案に対する委員ご意見と対応などについて

条例の構成（案）	委員ご意見等	対応など
5 こどもの大切な権利	<ul style="list-style-type: none">・ こどもの権利に関する条例であるので、こどもが主語になっているところと県が主語になっているところがあるが、「県は」というところが多いような気がする。第4条においても、「県は」としているが、こどもの権利だけでよいと思う。・ こどもの権利という言葉がどうしても強く、反感を持つ人もいると思う。そうした人たちも理解され、うまく活用できることが大切・ 第4条において、夢を持っていない子どもたちはどうするのかということを懸念している。・ 夢を持っていない、権利侵害に一切気づいていない子ども、あるいはそういったなかなか目の届かないところにしっかりと光が届く、あるいは子どもたちが自信をもっていいんだ、自分たちは尊重されているんだ、大切な存在なんだというビーイングそのものがこの条例にしっかりと含まれていることが大切・ 「権利を大切にする」（4条1項）という表現は「尊重する」（4条2項）に比べて重要度が落ちる感じがする。2項に合わせて「尊重する」で統一してはどうか。・ こどもに近い存在が、こどもを尊重することを明記してもよいと思う。	<ul style="list-style-type: none">・ 第4条1項において、「すべての県民は、こどもが健やかに成長していくために特に必要なものとして、次に掲げるこどもの権利を大切にします。」に修正・ 第4条第2項において、「自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重しなければなりません。」と規定・ 第4条1項10号において、「誰一人取り残されることなく安心して」を追加・ ご指摘を踏まえ、どのような規定がよいか今後検討・ 第4条3項において、「こどもの健やかな成長を支える者は、こどもの権利が侵害されていないか注意深く見守るよう努めなければなりません。」を追加

素案に対する委員ご意見と対応などについて

条例の構成（案）	委員ご意見等	対応など
<p>5 こどもの大切な権利</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもたちはどういうふうに自分が守られ、育てられ、まんなかを生きていけると思えることが必要 こどもにとって守られる、自信をもって生きていける、何かあったらすぐ声をあげていく、誰かが救ってくれることが分かるような条例になっていけばよいと思う。 ・近年では、暴力以外のいじめが増加しているので「いじめ、虐待などあらゆる暴力」（4条1項6号）という表現を見直してはどうか。 ・「夢に向かって挑戦」（4条1項10号）とあるが、夢ばかり言わないでほしい。「好きなこと」とか「やってみたいこと」という表現にできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第13条1項において、「こどもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むもの」とします。」と規定 ・ご指摘を踏まえ、どのような規定がよいか今後検討 ・ご指摘を踏まえ、どのような規定がよいか今後検討
<p>6 責務・役割等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村との連携（第6条）は県民の役割（第11条）の後に規定した方がよいのではないか。 ・こどもの健やかな成長の第一義的責任を保護者に求めているが、協力するという関係性がなくなってしまうのではないか。 ・第5条から第11条において、それぞれの役割等が明記されているが、ここまで細かく分けなければいけないのかと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの支援の施策については、県と市町村が一体となって取り組むことから、県の役割を規定した第5条の後に配置 ・第7条2項において「県、学校関係者等及びこどもの支援を行う民間団体は、保護者とともに、こどもの成長を見守り、心身の健やかな成長を図るよう努めることとします。」を追加 ・それぞれの立場においてこどもとの関わりが違うため、第5条から第11条までは、それぞれの立場ごとの役割等を明確化

素案に対する委員のご意見と対応案について

条例の構成（案）	委員ご意見等	対応など
6 責務・役割等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の役割等（第7条）において、「こどもの健やかな成長の第一義的責任を有することを認識」を規定する一方で、「心身の健やかな成長を図るよう努める」のは矛盾していないか。 ・ 教育基本法では、保護者の責務として「自立心の育成」や「心身の調和のとれた発達を図る」ことも規定しているのに、「生活のために必要な習慣を身に付けさせる」ことだけ条例で規定するのはバランスを欠いていないか。 ・ 保護者の役割等（第7条）は教育基本法と児童福祉法の趣旨が混在した規定となっていないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの権利に関する条約第6条では、いわゆる生きる権利や育つ権利について規定しており、本条例では児童福祉法の考え方だけでなく、教育基本法の考え方にも言及する必要があると考えており、ご指摘を踏まえ、どのような規定がよいか今後検討
7 こどもまんなか社会を実現するためのこどもの支援の基本となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもたちはどういうふうに分が守られ、育てられ、まんなかを生きていけると思えることが必要こどもにとって守られる、自信をもって生きていける、何かあったらすぐ声をあげていく、誰かが救ってくれることが分かるような条例になっていけばよいと思う。 ・ こども等からの意見聴取があり、当事者こそ専門家なのでこどもの意見を聞くことが重要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第13条1項において、「こどもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとします。」と規定 ・ 第14条1項において、「こども等の幅広い意見を反映させるため、こども等からの意見を聴取するものとします。」と規定

素案に対する委員ご意見と対応などについて

条例の構成（案）	委員ご意見等	対応など
<p>7 こどもまんなか社会を実現するためのこどもの支援の基本となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ こども等からの意見聴取及び施策への反映について、社会的養護下にあるこどもをはじめとした、様々な困難な状況にあるこどもの意見を聴取し、その聴取した意見に応答するために必要な措置を講ずるものとしませんが、誰が困難な状況にあるこどもに聴取するのか、ということとこどもの負担にならないのが心配です。 ・ こども県政モニターの意見聴取の結果では、自分のことを大切にしていると感じている割合が高かったが、助けてくれる人はいますかという問いに対して、いないとか分からないと感じているこどもがいるところを考えていかなければいけないと思う。 こうしたこどもたちに手を差しのべられるような社会、声を拾い上げられるような状態にしていくことが大事 ・ 第16条において、こどもが意見を表明しやすい環境づくりは、県だけでなくいろんな関係者が行うことが必要と思う。 ・ 第16条において、こどもが意見表明しやすい環境づくりは、県だけでなく事業者や民間団体なども協力してできるようなものになったらよいと思う。 ・ 第16条において、こどもが意見を表明しやすい環境づくりは、県だけではこどもたちの声を拾い上げることが難しいと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘を踏まえ、どのような規定がよいか今後検討 ・ 第14条2項において、「社会的養護下にあるこどもをはじめとした、様々な困難な状況にあるこどもの意見を聴取し、その聴取した意見に応答するために必要な措置を講ずるもの」と規定 ・ 第16条において、「こどもの健やかな成長を支える者」を追加

素案に対する委員ご意見と対応などについて

条例の構成（案）	委員ご意見等	対応など
<p>7 こどもまんなか社会を実現するためのこどもの支援の基本となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第16条のこどもが意見を表明しやすい環境づくりは重要であり、こどもの意見を代弁する形、アドボカシーはとても大切と思う。他の自治体の条例では、こどもの意見表明が促進されるよう、こどもの意見表明を促進する人材の育成に努めると明記した条文があり、アドボカシーの人材育成についても加えたらどうか。 ・ 権利侵害に気づかずに苦しんでいるこどもに対して県が調査できることが必要と思う。 ・ 地域の祭りに参加する人が少なくなったり、若者が少なくなったりしていることが原因で、今年で最後を迎えることとなり、こどもや若者にとって貴重な交流の機会や社会参加の場がこれ以上なくならないようにすることが大切 ・ こども食堂は、気軽な悩みも打ち明けやすいので良い取り組みであり、貧困をなくすだけでなく、こどもにとって安心できる居場所になると思う。 ・ 「いじめ、虐待、貧困…と認められるなど」（13条）は、「いじめ、虐待、貧困…と認められる場合など」とした方が分かりやすいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県では、児童福祉法を踏まえ、社会的擁護に係るこどもの権利擁護の強化を図るため、本年度より、こどもの意見表明等支援員を設置している。 第13条1項で「困難な状況にあるこどもに関する相談を行うことができる体制の充実を図り、こどもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとします。」と明記しており、4月に開設予定の富山県こども総合サポートプラザが担うこととしている。 ・ 児童相談所や4月に開設予定の富山県こども総合サポートプラザにおいて、近隣住民等の相談に関しても対応することとしている。 ・ 第16条において、「こどもの社会参加を促進するために必要な環境の整備を図るものとします。」と規定 ・ 第17条において、「県は、誰一人取り残さずすべてのこどもが安全で安心して過ごし、かつ、多様な学びや遊び、社会体験活動等の機会に接することができる居場所づくりなどの促進を図るものとします。」と規定 ・ 「いじめ、虐待、貧困…と認められるなど」は後に続く「困難な状況」の例を示すための表現としている。

素案に対する委員のご意見と対応案について

条例の構成（案）	委員ご意見等	対応など
7 こどもまんなか社会を実現するためのこどもの支援の基本となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が施策立案する場合（14条に規定する場合）に限らず、委員会が主体となるこどもの意見聴取措置の仕組みを検討してはどうか。 ・ こどもが主体になった条文が少ないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 15条において、こどもの支援のために施策は、こどもの視点に立った分かりやすい情報及び学ぶ機会の提供の努力義務を規定しており、こうした機会を提供する際にもこどもから意見を聴取するとともに、委員会の機能については、今後検討 ・ 第2章（こどもまんなか社会を実現するためのこどもの支援の基本となる事項）は、こどもを支援するための施策について規定しているので、施策の実施主体が主語にせざるをえない面があるが、13条（相談支援体制の充実）等でこどもを主語にできないか今後検討
8 こどもに対する権利侵害の救済等	<ul style="list-style-type: none"> ・ こども支援委員会（仮称）については、オンブズマンにまで踏み込んだ取り組みが必要と考える。 ・ 救済機関は、こどもの最善の利益の代弁者であるべき。 ・ 救済機関は、こどもが立ち直り成長していく関係づくりを調整していく取り組みを行ってほしい。 ・ 救済機関は、意見表明・勧告などを出す権限を持ち、政策の改善・立案も提案できるようにすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料9「こども支援委員会（仮称）（救済機関）のあり方について」に基づき、有識者会議等の意見も踏まえて今後検討
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの意見を丁寧に聞いて制定作業を進めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年12月から1月にかけて実施したこども・若者への意見募集を行ったところ1,000件の意見があったほか、中学生を対象としたワークショップを実施したところであり、こうした意見をできるだけ反映するとともに、新年度は高校生を対象にしたワークショップや小中学生を対象にした知事との意見表明交流会等を通じて、こどもの意見を丁寧に聴いて制定作業を進める。

前 文

こどもは、未来を切り拓く希望の光、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であり、周りの人たちに愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、夢や希望を持ちながら安心して健やかに育つことができます。

また、社会全体で、こどもが安心して暮らせること、思い描いた生活や夢を実現できること、さらに、郷土の先人から受け継いできた、家族や地域のつながりを大切にする県民性を有するふるさと富山を将来の世代に引き継いでいくことは県民すべての願いです。

一方で、核家族化の進行、共働き世帯の増加、地域の関わりの希薄化に加え、インターネット利用の低年齢化などの社会環境の変化がこどもに様々な影響を与え、いじめ、虐待、貧困、ヤングケアラー、インターネットを通じたトラブルの問題といったこどもを取り巻く状況は厳しさを増しており、こうした問題を相談できずに悩んでいるこどもの負担感や孤立感を社会全体で解消し、こどもの権利が守られる環境づくりが求められています。

我が国は、児童の権利に関する条約を結び、こどもが一切の差別的取扱いを受けることなく、こどもにとって最も良いことは何かを第一に考え、こどもにとって大切な権利を保障することを約束しています。

こどもの権利は、こどもが健やかに幸せな状態で成長していくために欠くことができない大切なものであり、こどもは大人と同様に権利の主体として尊重されなければなりません。

そのためには、こどもの視点を尊重し、こどもが安心して相談を行うことができる環境や意見を述べることのできる場及び機会をつくり、その意見をこどもの支援のための施策に反映させることが重要です。

ここに私たちは、県はもとより、国、市町村、保護者、学校関係者等、こどもの支援を行う民間団体、事業者及び県民が相互に連携し、社会全体でこどもの成長を見守り、支え合う基盤を形成するとともに、こどもを含めた県民一人一人がこどもの権利を尊重し、こどもの視点に立ち、こどもにとって最も良いことは何かを第一に考え、こどもの意見を施策に反映することで、未来を担うすべてのこどもが権利を保障されながら、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送り、健やかに成長することができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すため、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法の精神にのっとり、この条例を制定します。

【考え方】

・こどもを取り巻く状況が厳しさを増していることを指摘したうえで、こうした問題を社会全体で解消し、未来を担うすべてのこどもが権利を保障されながら、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送り、健やかに成長することができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すという条例の基本的立場を規定

目 的（第1条）

（目的）

第1条 この条例は、こどもの健やかな成長を支援するための基本理念及びこどもにとって大切な権利を定め、県、保護者、学校関係者等、こどもの支援を行う民間団体、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、こどもの支援の基本となる事項を定めることにより、こどもの支援のための施策を総合的に推進し、もって社会全体でこどもの権利を尊重し、こどもの視点に立ち、こどもにとって最も良いことは何かを第一に考え、こどもの意見を施策に反映することで、未来を担うすべてのこどもが権利を保障されながら、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送り、健やかに成長することができる社会（以下「こどもまんなか社会」といいます。）を実現することを目的とします。

【考え方】

- ・前文の内容を踏まえ、本条例の目的を規定
- ・基本理念を定め、県、保護者、学校関係者等、こどもの支援を行う民間団体、事業者、県民の役割を明らかにするとともに、こどもの支援の基本となる事項を定めることにより、こども支援のための施策を総合的に推進し、もって社会全体でこどもの権利を尊重し、こどもの視点に立ち、こどもにとって最も良いことは何かを第一に考え、こどもの意見を施策に反映することで、こどもまんなか社会の実現を目指す。

【参 考】

やまなし子ども条例（R4.3.29施行）

第1条 この条例は、子どもの健やかな成長を支援し、及び子どもの権利を実現するための基本理念を定め、並びに県、保護者、学校関係者等、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、子ども支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、子ども支援のための施策を総合的に推進し、もって子どもの最善の利益を実現することを目的とします。

定 義（第2条）

（定義）

第2条 この条例において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいい、こどもの支援の対象となるこどもの範囲は、支援ごとに定めるものとします。

2 この条例において「こどもの支援」とは、こどもの権利に関して行う次に掲げる支援をいいます。

(1) こどもの健やかな成長に対する支援

(2) こどもの健やかな成長を支える者（保護者、学校関係者等、こどもの支援を行う民間団体をいいます。以下同じです。）への支援

3 この条例において「保護者」とは、こどもを現に監護する者をいいます。

4 この条例において「学校関係者等」とは、次に掲げる者をいいます。

(1) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいいます。以下同じです。）、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいいます。以下同じです。）その他これらに類する施設の関係者

(2) 前号に掲げるもののほか、こどもに対し、授業の終了後又は休日に遊び又は居場所を提供して、その健全な育成を図る事業を行う者

【考え方】

- ・民法上の成人年齢である18歳といった一定の年齢でサポートが途切れないよう「心身の発達の過程にある者」を「こども」と定義（こども基本法と同趣旨）

【参 考】

こども基本法（R5.4.1施行）

第1条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

基本理念（第3条）

（基本理念）

第3条 こどもの支援は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとします。

- (1) すべてのこどもについて、一人の人間として権利があり、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにするなど、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和4年法律第77号）の精神にのっとり、こどもの有する権利が尊重され、擁護されること。
- (2) すべてのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- (3) すべてのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- (4) すべてのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- (5) こどもが心身ともに健やかに成長することができるよう、国、県、市町村、こどもの健やかな成長を支える者、事業者及び県民が相互に連携し、及び協力して、社会全体でこどもを支えるための取組を推進すること。

【考え方】

・第3条第1号から第4号については、児童の権利に関する条約及びこども基本法の趣旨を踏まえ、「児童の権利に関する条約」のいわゆる4原則である「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」に対応する規定を設けるとともに、5号については、「社会全体でこどもを支えるための取組の推進」を加える。

こどもにとって大切な権利（第4条）

（こどもにとって大切な権利）

第4条 すべての県民は、こどもが健やかに成長していくために特に必要なものとして、次に掲げるこどもの権利を大切にします。

- (1) 家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、国籍、人種、性別、障害の有無その他こども又はその家庭を理由としたあらゆる差別的取扱いや不利益を受けないこと。
 - (2) 命が守られ、かけがえのない存在として、愛情と理解をもって大切に育てられること。
 - (3) いじめ、虐待などあらゆる暴力を受けないこと。
 - (4) 気軽に相談し、適切な支援を受けることができること。
 - (5) 健康な生活ができ、医療、教育、生活への支援などを受けることができること。
 - (6) 自分の気持ちや考えを自由に表明することができ、尊重されること。
 - (7) 自分の成長に役立つ必要な情報提供を受けて、社会に参加することができること。
 - (8) 遊ぶこと、学ぶこと、食べること、心や体を休めること、様々な人や自然とのふれあい、文化、芸術、スポーツ、社会体験活動ができること。
 - (9) 安心して過ごすことができる居場所があること。
 - (10) 誰一人取り残されることなく安心して夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦することができるよう、社会全体で温かく見守られ、支えられること。
- 2 こどもは、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重しなければなりません。
- 3 こどもの健やかな成長を支える者は、こどもの権利が侵害されていないか注意深く見守るよう努めなければなりません。

【考え方】

- ・こどもを取り巻く状況を踏まえて、本県において、こどもにとって特に大切な権利の内容を具体的に規定
- ・全てのこどもは、「最善の利益が優先して考慮」される（第3条4号）ことから、こどもの意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、こどもにとって最善とは言い難いと認められる場合には、こどもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得る。（こども基本法と同趣旨）

【参 考】

徳島県こども未来応援条例（R6.3.19施行）

第3条 こどもの健やかな成長への支援は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとしたこどもの権利（以下「こどもの権利」という。）を尊重し、こどもの意見に耳を傾け、こどもの最善の利益を考慮し、行われなければならない。

県、保護者、学校関係者等の役割（第5条～第8条）

（県の役割）

第5条 県は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、こどもの健やかな成長を支える者による主体的かつ自主的なこどもの支援のための取組を尊重しつつ、こどもの支援のための施策を策定し、及び実施するものとします。

（市町村との連携）

第6条 県は、こどもの支援のための施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が行うこどもの支援のための施策に協力するものとします。

（保護者の役割等）

第7条 保護者は、基本理念にのっとり、こどもの健やかな成長の第一義的責任を有することを認識し、こどもが生活のために必要な習慣を身に付けられるようにするとともに、心身の健やかな成長を図るよう努めるものとします。

2 県、学校関係者等及びこどもの支援を行う民間団体は、保護者とともに、こどもの成長を見守り、心身の健やかな成長を図るよう努めることとします。

（学校関係者等の役割）

第8条 学校関係者等は、基本理念にのっとり、学校、児童福祉施設等におけるこどもの安全を確保するとともに、こどもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりに努めるものとします。

【考え方】

- ・保護者の役割をこども基本法、教育基本法及び児童福祉法の趣旨を踏まえ規定

民間団体、事業者、県民の役割（第9条～第11条）

（こどもの支援を行う民間団体の役割）

第9条 こどもの支援を行う民間団体は、基本理念にのっとり、多様な学びや遊び、社会体験活動等の機会に接することができる居場所づくりなどを通じて、こどもの健やかな成長を支えるよう努めるものとします。

（事業者の役割）

第10条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者が、そのこどもに接する時間を十分に確保し、職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとします。

（県民の役割）

第11条 県民は、基本理念にのっとり、こどもの支援のための施策について関心を持ち、及び理解を深め、こどもが安全に安心して暮らしていくことができる地域社会を実現するための主体的かつ自主的な取組を行うよう努めるものとします。

【考え方】

- ・ こども基本法の趣旨や条例の前文の内容を踏まえ、こどもの支援を行う民間団体、事業者、県民の役割を規定

【参 考】

こども基本法（R5. 4. 1施行）

第4条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第6条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

第7条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

教育基本法（H18. 12. 22施行）

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

児童福祉法（S23. 1. 1施行）

第2条

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

こどもの権利の普及啓発及び社会的気運の醸成（第12条）

（こどもの権利の普及啓発及び社会的気運の醸成）

第12条 県は、この条例、児童の権利に関する条約及びこども基本法の趣旨及び内容について、広報活動を通じて子どもを含めた県民に普及啓発を図り、その理解を得るよう努めるものとします。

2 県及びこどもの健やかな成長を支える者は、社会全体で子どもを支える取組を後押しするための気運の醸成を図るよう努めるものとします。

【考え方】

・ 条例等の趣旨や内容について、子どもをはじめ、広く県民に周知するとともに、社会的気運の醸成を図ることを規定

【参 考】

こども基本法（R5.4.1施行）

第15条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

相談支援体制の充実（第13条）

（相談支援体制の充実）

- 第13条** 県は、いじめ、虐待、貧困及び家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められるなど、困難な状況にある子どもに関する相談を行うことができる体制の充実を図り、子どもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとしします。
- 2 県は、子ども又は保護者その他の関係者（以下「子ども等」といいます。）である相談者が安心して相談できるよう、必要な環境の整備を図るものとしします。

【考え方】

・いじめ、虐待、貧困、ヤングケアラー、インターネットを通じたトラブルの問題といった、子どもを取り巻く状況が厳しさを増していることから、相談支援体制の充実を図るため、本条で規定

【参 考】

やまなし子ども条例（R4.3.29施行）

- 第11条 県は、何人も子どもに関する各般の問題についての相談をすることができる体制の充実を図り、これらの問題の解決に取り組みます。
- 2 県は、前項の相談をする者が安心して相談できるよう必要な措置を講じます。

こども等からの意見聴取及び施策への反映（第14条）

（こども等からの意見聴取及び施策への反映）

第14条 県は、こどもの支援を実施するための計画又はこどもの支援のための施策を策定し、実施するに当たっては、こども等の幅広い意見を反映させるため、こども等からの意見を聴取するものとします。

2 前項の意見の聴取に当たっては、社会的養護下にあるこどもをはじめとした、様々な困難な状況にあるこどもの意見を聴取し、その聴取した意見に応答するために必要な措置を講ずるものとします。

【考え方】

- ・ 児童の権利に関する条約第12条等の趣旨を踏まえ、こどもの支援に係る計画や施策にこども等の意見を反映させることを規定
- ・ 第2項では、社会的養護下のこどもなど声を聴かれにくいこどもの声を聴取する必要があることを規定

【参 考】

児童の権利に関する条約

第12条 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、十分考慮されなければなりません。

こども基本法（R5.4.1施行）

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

こどもの視点に立った情報及び学ぶ機会の提供（第15条）

（こどもの視点に立った情報及び学ぶ機会の提供）

第15条 県及びこどもの健やかな成長を支える者は、こどもの支援のための施策について、こどもが理解を深められるよう、こどもの視点に立った分かりやすい情報及び学ぶ機会の提供に努めるものとします。

【考え方】

- ・児童の権利に関する条約第17条の趣旨を踏まえ、こどもが意見を表明する前提として、こどもの視点に立った分かりやすい情報提供が必要であることから本条のとおり規定

【参 考】

児童の権利に関する条約（ユニセフ訳）

第17条 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

徳島県こども未来応援条例（R6.3.19施行）

第4条

2 県は、こどもに関する施策について、こども自身が理解を深めることができるよう、こどもの視点に立った情報及び学ぶ機会の提供に努めるものとする。

やまなし子ども条例（R4.3.29一部施行）

第19条 県及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明や社会への参加の促進を図るため、県の子ども施策、育ち学ぶ施設の取組等について、こどもが理解を深められるよう子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めます。

こどもの社会参加の促進及び社会全体でこどもが意見を表明しやすい環境づくり（第16条）

（こどもの社会参加の促進及び社会全体でこどもが意見表明しやすい環境づくり）

第16条 県及びこどもの健やかな成長を支える者は、こども同士が自ら意見を表明する機会の提供その他のこどもの社会参加を促進するために必要な環境の整備を図るものとします。

【考え方】

- ・「こどもまんなか社会」の実現のため、こどもの社会参加の促進及び社会全体でこどもが意見を表明しやすい環境づくりについて規定

【参 考】

徳島県こども未来応援条例（R6. 3. 19施行）

第4条 県は、こどもが社会の一員として自分の意見を表明し、年齢及び成長過程に応じ社会に参加する機会を設け、その意見を尊重するとともに、こどもの主体的な活動を支援するよう努めるものとする。

2 県は、こどもに関する施策について、こども自身が理解を深めることができるよう、こどもの視点に立った情報及び学ぶ機会の提供に努めるものとする。

やまなし子ども条例（R4. 3. 29一部施行）

第17条 県は、子どもが育ち学ぶ施設又は社会の一員として自分の考え若しくは意見を表明し、又は参加する機会若しくは仕組みを設けるよう努めます。

こどもの居場所づくりの促進（第17条）

（こどもの居場所づくりの促進）

第17条 県は、誰一人取り残さずすべてのこどもが安全で安心して過ごし、かつ、多様な学びや遊び、社会体験活動等の機会に接することができる居場所づくりなどの促進を図るものとしします。

【考え方】

- ・こどもが、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるためには、多様な学びや遊び、体験活動等の機会に接することが必要であることから、本条のとおり規定

【参 考】

徳島県こども未来応援条例（R6. 3. 19施行）

第7条 県は、こどもが地域において安全・安心に交流し、自分らしく過ごすことができる多様な居場所づくりを推進するものとする。

やまなし子ども条例（R4. 3. 29一部施行）

第18条 県は、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、又は生活することができる場の整備やそのような場づくりの推進に努めます。

富山県こども支援委員会（仮称）（第18条）

（富山県こども支援委員会）

第18条 こどもの権利侵害（以下この章において「権利侵害」という。）に関する事項について調査審議するため、富山県こども支援委員会（以下この章において「委員会」という。）を設置します。

- 2 委員会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、知事の諮問に応じて権利侵害に関する事項を調査審議するものとします。
- 3 委員会は、委員5人以内で組織します。
- 4 委員は、こどもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから知事が任命します。
- 5 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 6 委員会に特別の事項を調査審議するために必要があるときは、特別委員を置くことができます。
- 7 この条に定めがあるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

【考え方】

- ・富山県こども支援委員会（仮称）の組織体制については、次条における権利救済の内容と合わせて、さらに精査が必要と考えており、今後変更の可能性あり。

権利侵害の救済（第19条）

（権利侵害の救済）

第19条 何人も権利侵害をしてはいけません。

- 2 権利侵害を受けた、若しくは受けているこども又は当該こどもの保護者は、委員会に対し、その救済を申し出ることができます。
- 3 委員会は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出に係る事案に関し法令に基づく救済制度が存する場合その他の規則で定める場合を除き、その事案について調査審議し、当該申出をした者に当該調査審議の結果及びその理由を通知しなければなりません。
- 4 前項の場合を除くほか、委員会は、権利侵害があると認められるときは、その事案について調査審議することができます。
- 5 委員会は、前2項の規定により権利侵害に関する事案について調査審議を行うに当たっては、当該事案に係る学校関係者等その他の関係者に資料の提出及び説明を求めることができます。
- 6 委員会は、第3項又は第4項の規定により権利侵害に関する事案について調査審議した結果必要があると認めるときは、知事又は教育委員会に対し、次に掲げる事項について勧告することができます。
 - ① 権利侵害が行われないようにするため必要な措置を講ずること。
 - ② 県の機関以外の関係者に対し前号の措置を講ずるよう要望その他の行為を行うこと。
- 7 知事又は教育委員会は、前項の規定による勧告を受けたときは、これを尊重しなければなりません。
- 8 知事又は教育委員会は、勧告に基づく措置を講じたときは、速やかに委員会に当該措置について報告するものとする。

【考え方】

- ・富山県こども支援委員会（仮称）の調査審議の対象や権限等について、先行県の調査結果や法令上の疑義等についての精査が必要と考えており、今後変更の可能性あり。